

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る施設の利用について

制限期間 令和3年4月20日(火)から令和3年5月5日(水)まで

【対象施設】

北上総合運動公園内の施設、和賀川グリーンパークテニスコート及び多目的広場、北上市民江釣子野球場及び運動場

(1) 体育施設の利用を岩手県内居住者に限る

- ・まん延防止等重点措置又は自治体独自の緊急事態宣言等が発令されている地域住民の利用は自粛する
- ・岩手県外の団体、チームとの合同練習、練習試合を自粛する

岩手県内の小・中学校、高校
(クラブ活動、スポ少、サークル)

- ・各学校から示されている活動方針に従った活動
- ・岩手県外の学校、チームとの合同練習、練習試合は自粛

北上市内の小・中学校
(クラブ活動、スポ少)

- ・北上市教育委員会4月19日付通知文書「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について」に従った活動
- ・直近1週間で新規感染者が発生した地域の学校との練習試合、合同練習を控える
- ・大会参加は、主催者判断 等

(2) 大会、イベント等の実施時

- ・制限期間中の大会、イベント等の実施は2021年度体育施設行事予定表に記載したものに限る
- ・可能な限り無観客での実施を検討
- ・岩手県外居住者の参加の自粛
- ・岩手県外居住者の参加がある大会、イベント等は、開催日前2週間の体温を測定、記録した書類を管理者に提出

* 状況に応じ、内容及び期間を変更することがあります。